平成２９年（フ）第１３５３号
名古屋市西区菊井１丁目４番９号
破産者　株式会社笹岡コーポレーション
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４７１号
名古屋市千種区橋本町１丁目53番地
破産者　株式会社フォトナ
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８０９号
名古屋市中村区亀島１丁目７番３号
破産者　有限会社フォーカスデザイン
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０２号
名古屋市中川区高杉町371番地
破産者　株式会社ＷＡＴＥＲ　ＦＩＥＬＤ
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１１号
大阪府吹田市原町３丁目35番１号
破産者　有限会社ユウアンドユウ
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７５５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番36号
破産者　中本運輸株式会社
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７９４号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　株式会社松木常
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５７７号
大阪市浪速区難波中１―16―12グローリー21ビル201
破産者　株式会社アップスタート
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３１４号
大阪府箕面市箕面５丁目11番11号
破産者　株式会社ふくもっと
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６０号
神戸市兵庫区福原町２―３、開始決定時の住所神戸市東灘区田中町１丁目７番６号
破産者　沼田　太郎
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４４号
兵庫県豊岡市日高町土居156番地の４
破産者　株式会社ＨＯＴＥＬ　ＫＯＳＨＯ
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０８号
神戸市垂水区名谷町3445番地１
破産者　株式会社アアイイ公詞社
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４２２号
東京都多摩市愛宕４丁目53番地１―701
破産者　葛畑　博亮
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４２３号
東京都多摩市愛宕４丁目53番地１―701
破産者　葛畑　昭子
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４３６号
東京都町田市鶴間６丁目８番１号スカイプラザ鶴間Ｂ―３
破産者　内山　信孝
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４５７号
東京都青梅市御岳本町267番地の16
破産者　赤塚　　基
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４５８号
東京都青梅市御岳本町267番地の16
破産者　赤塚千鶴美
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４６３号
東京都立川市一番町１丁目33番地の２ジュネス山下205号
破産者　金田　勝則
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０１号
愛媛県松山市朝日ヶ丘２丁目１番30号
破産者　杉田　博明
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５６７号
北九州市小倉北区上到津４丁目24番２―206号
破産者　清水　保治
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６号
鹿児島県出水市明神町2682番地１　早馬団地１棟104号
破産者　秋田　孝博
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係